

●香川県告示第470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成25年10月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成24年7月31日	耳鼻咽喉科根本医院	東かがわ市三本松1704番地2
平成24年12月25日	さぬき市国民健康保険多和診療所	さぬき市多和助光西35番地13
平成25年3月30日	中山薬局	さぬき市大川町富田西3051番地1
平成25年3月31日	大喜多産婦人科医院	東かがわ市三本松1271番地3
平成25年8月31日	善紀クリニック	仲多度郡多度津町西浜11番30号
平成25年8月31日	パール歯科クリニック	観音寺市南町5丁目5番7号